

定 款

一般社団法人千葉県環境保全センター

平成25年4月1日施行
令和3年5月19日改正

目次

- 第 1 章 総則（第1条、第2条）
- 第 2 章 目的及び事業（第3条、第4条）
- 第 3 章 会員（第5条～第10条）
- 第 4 章 総会（第11条～第20条）
- 第 5 章 役員（第21条～第27条）
- 第 6 章 理事会（第28条～第32条）
- 第 7 章 資産及び会計（第33条～第35条）
- 第 8 章 定款の変更及び解散（第36条～第39条）
- 第 9 章 公告の方法（第40条）
- 第10章 執行部会及び委員会（第41条、第42条）
- 第11章 支部（第43条）
- 第12章 事務局（第44条）

附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県環境保全センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、適正な廃棄物の処理、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等の技術の向上を図り、もって社会の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 廃棄物の処理、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等に関する講習会及び研修会開催事業

(2) 浄化槽保守点検契約済証及び浄化槽清掃済証発行事業

(3) 浄化槽保守点検記録票等の販売事業

(4) 浄化槽法第11条BOD検査に係る採水事業

(5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、千葉県内で行うものとする。

第3章 会員

(法人の会員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力する個人又は法人

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、すべての会員は、入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 会員が既に納入した入会金、年会費その他の拠出金品は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に

いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によって除名することができる。ただし、当該会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき
- (2) この定款その他の規則に違反したとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき

第4章総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費、入会金その他の負担金の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

2 前項の定時総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、正会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所等を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。議長が選任されるまでの間は、理事長が仮議長の職務を行うものとする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を本法人に提出して、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。

(書面による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは理事会が定める電磁的方法により議決権を行使することができる。ただし、書面による議決権の行使は総会開催日の前日の業務終了時までに行うものとする。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に加える。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事18名以上25名以内

(2) 監事3名以内

2 第1項の理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、2名以内を専務理事、3名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

4 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。

(顧問及び相談役等の選任)

第22条の2 顧問及び相談役等は理事会が推薦し、総会の承認を得なければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事、常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長、専務理事、常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議により、解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長、専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事が議長を互選する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第38条 この法人は、剰余金を分配することはできない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 執行部会及び委員会

(執行部会)

第41条 この法人は、会務の円滑な遂行を目的として、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事をもって組織する執行部会を置くことができる。

(委員会)

第42条 この法人は、第4条の事業を円滑に遂行するため、委員会を置くことができる。

2 委員会の設置及び運営は、理事会が別に定める。

第11章 支部

(支部)

第43条 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第12章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免し、その余の職員は理事長が任免する。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は石井栄とする。業務執行理事は、安部陸、大久保培、出口康博、六崎道夫、寺井忠雄、伊藤公一、佐藤清志とする。

4 第22条の2の変更（顧問及び相談役等）に係る規定は、令和3年5月19日から施行する。